

倉敷市グラウンド・ゴルフ協会規約

(名称)

第1条 本会は、「倉敷市グラウンド・ゴルフ協会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、グラウンド・ゴルフの普及・発展に努め、生涯スポーツとしての会員相互の親睦と融和を図り、もって健全明朗な社会に貢献すると共に、心身の維持向上を図るものとする。

(活動内容)

第4条 前条の目的に沿った下記の活動を行う。

- (1)グラウンドゴルフの普及および技術の向上に関する諸活動
- (2)グラウンドゴルフの会員相互の親睦と融和に関する諸活動
- (3)その他、本会の目的達成の為に必要と認められる諸活動

(組織)

第5条 別表に定める。

(会員)

第6条 本会は、第3条の会の趣旨を理解し、第4条の活動内容に賛同する入会者をもって会員とする。

(入会及び、入会資格)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会の承認を得るものとする。

申込があった場合には、会は正当な理由なくこれを拒んではならない。

但し、次のいずれかに該当する場合は、申込者の会員登録を承認しないことができるものとする。

- (1) 会に届け出た申込内容に虚偽の申請があった場合
- (2) その者の加入によって協会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかに認められる場合
- (3) その他、会が協会の会員として不相当であると判断した場合。

2 会員の登録手順

- (1) 会員は支部に入会申請をし、支部が加入を認めれば、登録可能となる。
- (2) 支部は、所属を希望する地区に対し加入要請を行い、地区の了承があれば地区に登録される。
- (3) 地区は協会に対し、地区としての加入要請を行い、協会に登録される。

(会費)

第8条 会費は年額1,500円とし、年度始めに徴収する。

年度中途入会の減額等については細則で定める。

- 2 傷害保険(スポーツ安全保険)に加入を希望する者は、別途保険料を年度始めに納入して、団体加入することが出来る。(中途加入する場合でも年間掛金が適用される)

(脱会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡した時は脱会したものとみなす。
- 3 退会及び会員資格を喪失した場合、既納の会費等は返還しない。

(会員資格の停止、取り消し)

第10条 会は、会員が次のいずれかに該当した場合、会員の事前の承諾を要せず会員資格の停止又は、抹消を行うことができるものとする。

- (1)会員申し込み内容に虚偽の事項があった場合
- (2)本規約のいずれかに違反した場合
- (3)その者の言動によって協会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかに認められる場合
- (4)当協会が、会員として不適格と判断した場合

(会員資格についての議決)

第11条 第7条第10条における「協会の判断」とは、役員会構成員の発議により提案された議案が、役員会全会一致で承認される判断のことをいう。

(役員)

第12条 本会に、下記役員を定める。

- (1) 会長 1名 副会長 若干名 監査役 2名
- (2) 事務局長 1名 事務局員 若干名 (内1名を会計担当とする)
- (3) 顧問 若干名 相談役 若干名 名誉会長 1名
- (4) 地区長、地区長補佐 各地区2名 支部長、副支部長 各支部2名

- 2 会長、副会長、監査役、は総会において選出し、決定する。
- 3 事務局長、事務局員、及び会計は、会長が推挙し、役員会の承認を得て決定する。
- 4 顧問、相談役及び、名誉会長は、会長が推挙し、役員会の承認を得て決定する。
- 5 地区長、支部長及び、その補佐は、各地区・各支部毎に自主的に決定し、その結果を会長に報告する。
- 6 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(職務)

第13条 会長は、会を代表して、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が会務に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の経理を監査し、年度末の総会で監査結果を報告する。
- 4 事務局長は、会の運営に必要な総務および事務全般を所管する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐し、総務及び企画立案を、会計は経理を担当する。
- 6 地区長は、地区を代表し、会の活動計画及び実施並びに情報の伝達にあたる。
- 7 支部長は、支部を代表し、会の活動計画及び実施並びに情報の伝達にあたる。
- 8 任期途中で会長、副会長、事務局長、監査役等に欠員を生じた場合は、役員会議の承認を得て補充する。

(総会)

第14条 総会は、年に1回、年度末に開催する。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会の構成(出席者)は支部長以上の役員全員とする。
但し、一般会員の出席希望者があれば、会場の許す限り、これを妨げない。
- 3 総会は、以下の事項について審議、議決する。
 - (1) 規約、事業等の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) 会計監査結果の報告
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 4 議長は、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、議決権を有する者(支部長以上の役員)の3分の2以上の出席によって成立する。
- 6 議決は議決権を有する者の2分の1以上の賛成によって決する。
賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 議決権は総会構成員(支部以上の者)が有する。

(役員会)

第15条 役員会(「地区長会議」)は、会長、副会長、地区長、地区長補、事務局長、事務局員及び、相談役、名誉会長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び、その他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。 但し、名誉会長は定例役員会議に出席しなくてもよい。

3 役員会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、2分の1以上の賛成によって決定する。

4 役員会は必要に応じ会長が招集し、議長は会長とする。

(議事録)

第16条 各会議の議事については、議事録を作成し、事務局長が管理する。

(慶弔)

第17条 会員が死亡した場合の弔意及び、会員の長寿祝いを除き、一般的な慶弔は協会としては取り扱わないものとする。

2 本条の細則は、役員会の決議を経て別に定める

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。

2 年会費に不足が発生した場合は、役員会の承認を得て、臨時徴収を行う。

3 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 この会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則1) 上部組織所属

1 倉敷市教育委員会 生涯スポーツ推進協議会

(1)平成11年度より加入

(2)理事 2名を派遣する。

(3)会費を納入する。(年額 5,000円)

(4)平成 20年度をもって脱会

2 倉敷市スポーツ振興協会(グラウンド・ゴルフ部)

(1)平成21年度より加入

(2)役員2名を派遣(部長1名・事務局長兼会計1名)

(3)会費を納入する。(年額 5,000円)

(付則2) 改訂履歴

| | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 平成 9年 | 4月1日 | 制定 |
| 平成11年 | 4月1日 | 改定 |
| 平成12年 | 4月1日 | 改定 |
| 平成13年 | 4月1日 | 改定 |
| 平成14年 | 11月21日 | 改定 |
| 平成24年 | 4月26日 | 改定 |
| 平成28年 | 4月1日 | 改定6全文見直し |
| 令和2年 | 4月1日 | 改定7「不適合者条項」追加及び慶弔条項見直し |
| 令和4年 | 4月1日 | 15条 役員会議構成メンバーに名誉会長を追加 |
| 令和5年 | 4月1日 | 8条 会費は1,000円を1500円に改正 |
| 令和5年 | 4月1日 | 12条 役員に地区長補佐と副支部長を追加 |
| 令和6年 | 4月1日 | 15条2 名誉会長は定例役員会議に出席しなくてもよいを追加 |